

3月定例会で各常任委員会に 付託された議案の審議内容（抜粋）

総務厚生常任委員会

●令和元年度大崎町一般会計補正予算(第6号)

◇学校ICT教育環境施設整備業務委託料

質…今回の業務委託の終了後、新たな費用が発生すると考えられるが、業務完了後の費用負担はどの様なものがあるのか。

答…今回計上した補正予算は、国の令和元年度の補正予算であることから、令和元年度中に執行が出来ないため令和2年度に繰り越すものである。また、今回は学校の情報通信ネットワークの環境を有線から無線LANへ切り替える事業であり、その経費の2分の1が補助対象となっている。整備後の費用負担については、今回の施設整備などや令和2年度で購入予定のタブレットなどについての保守費用が発生すると思われる。

文教経済常任委員会

●令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

質…職員1名の減に伴う人件費の補正が計上されているが、職員が1名減になったことで下水道事業の業務に支障は無いのか。

答…令和元年6月に人事異動があり、職員が1名減になったことから、6月以降の下水道係は職員1名、臨時職員1名の計2名体制で下水道事業を運営している状況である。年度当初は職員2名体制であったが、6月に急遽1名減になったことにより、それ以降の状況としては、下水道係への負

担が大きくなり非常に無理をしている状況であると捉えている。

質…今後、公共下水道使用料を段階的に値上げしていく状況であるが、このことを考慮した啓発活動をどのように考えているのか。

答…啓発活動の取り組み状況としては、「広報おおさき」(No.757)に関連する記事を掲載している。また、2月に納付書を発送した際には、全ての受益者に対して、今後の値上げの状況が分かるように明細を同封している。今後も、そのような明細を年次的に発送するような形で準備を行なっていく予定である。

●大崎町農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例制定

(農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の制定内容などについては4ページにも掲載)

質…本条例に規定されている特別徴収金は農地中間管理機構関連農地整備事業の町負担分が該当するのか。

答…町負担分が該当する。

質…特別徴収金の徴収対象者について具体的な説明を求める。

答…農地中間管理機構に農地を預けている土地所有者、それから農地中間管理機構を介して農地を借りている耕作者が対象になる。また、対象となる行為としては、土地所有者については、農地中間管理権の解除を行なう事と目的外用途に使用した場合であり、耕作者については、目的外用途の使用が対象になる。